

福岡県公報

平成22年1月22日
第3064号

目次

告示(第97号-第108号)

特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
公有水面埋立ての免許の出願	(水産振興課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(中小企業経営金融課)	6
人事委員会			
福岡県人事委員会委員長の選挙	(人事委員会事務局任用課)	6
福岡県人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定	(人事委員会事務局任用課)	6
公安委員会			
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	6

告 示

福岡県告示第97号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人学生コミュニティネットワーク福岡

(2) 代表者の氏名

池田 祐輔

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区平尾1丁目4番12-305号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡で特に学生を対象とし、学生コミュニティのネットワーク化と地域社会との交流を中心とした事業を展開することで、学生の社会参画プラットフォームを構築し、もって全ての若者を社会の資源として活用する、福岡の特色を最大限に発揮させた元気な街づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第98号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人会議力向上研究会

(2) 代表者の氏名

段野 陽輔

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町道善1丁目60番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、効率の良い会議・ミーティング（以下「会議」という。）の手法を研究しながら、NPO・企業などの各種団体に対して活動成果を広く提供する事業を行うことで、会議運営の円滑化、及び決定・行動する会議への質の転換を図り、ひいては社会全体の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第99号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県就労支援事業者機構

(2) 代表者の氏名

北崎 秀男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目4番7号

(4) 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年（更正保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更正するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第100号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年1月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人トリコススポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

山崎 将之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区馬出6丁目12番42-1209号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもからお年寄りまでを対象としたスポーツ振興の事業を行い、青少年の健全育成を図るとともに、すべての人々がスポーツを通じて、住み慣れた地域において健やかに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第101号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ソルト・パヤタス

(2) 代表者の氏名

小川 恵美子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3686番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全ての人々が、国籍に係りなく健康で最低限度の文化的生活を保証され公正な社会と世界を創出するために、東アジアを中心に、貧困に苦しむ現地住民に対して支援を行い、自立促進と生命の保全に貢献する事業を行い、また広報活動を通じて問題の理解と参画を推進することを目的とする。

福岡県告示第102号

宮ノ陣第二土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住 所

野村 修二	久留米市宮ノ陣町大杜1533番地
赤司 久	" " " 1264番地
赤司 敏美	" " " 1345番地
松村 正二	" 宮ノ陣6丁目28番30号
中隈 勝實	" 宮ノ陣町若松642番地

2 退任監事

氏名	住 所
草場 勝實	久留米市宮ノ陣町大杜223番地
赤司 美代子	" " " 1439番地1

3 就任理事

氏名	住 所
権藤 忠昭	久留米市宮ノ陣町大杜1535番地
赤司 利雄	" 宮ノ陣5丁目3番6号
中隈 輝彦	" 宮ノ陣町若松643番地
赤司 清敏	" " 大杜1316番地1
権藤 光徳	" " " 1480番地

4 就任監事

氏名	住 所
草場 勝實	久留米市宮ノ陣町大杜223番地
赤司 美代子	" " " 1439番地1

福岡県告示第103号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町駕与丁二丁目5番から8番まで、10番及び13番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字酒殿745 - 1

有限会社協同 代表取締役 安河内 維仁

福岡県告示第104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量、1級水準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市一円	平成22年1月8日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

北九州市八幡東区松尾地区

平成22年1月12日から
平成22年3月31日まで

福岡県告示第106号

公有水面埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、その事件の要領を次のように告示し、出願の内容を記載した書面及び関係図書を、平成22年1月22日から同年2月12日までの間、福岡県農林水産部水産局水産振興課及び宗像市役所において公衆の縦覧に供する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 出願人

宗像市

福岡県宗像市東郷1丁目1番1号

(2) 代表者

宗像市長 谷井 博美

福岡県宗像市東郷1丁目1番1号

2 埋立区域

(1) 位置

福岡県宗像市神湊487番56、487番2、487番29、487番27、487番38及び487番31の地先公有水面

(2) 区域

次の ① の地点から ② の地点を結ぶ平成10年8月11日付10玄産第701号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L + 1.90mにより決定）、 ③ の地点から ④ の地点を結ぶ平成21年の春分の満潮位（D.L + 1.90m）における公有水面と陸地との境界線、 ⑤ の地点から ⑥ の地点までを順次に直線で結んだ線及び ⑦ の地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
の地点 福岡県宗像市神湊字勝島の国土地理院勝島三等三角点（北緯33度51分34秒17、東経130度28分26秒30）から132度56分20秒、1,330.839mの地点

の地点 の地点から255度29分51秒、20.09mの地点
 の地点 の地点から248度17分21秒、30.34mの地点
 の地点 の地点から303度14分59秒、28.75mの地点
 の地点 の地点から168度06分38秒、63.58mの地点
 の地点 の地点から257度52分00秒、2.28mの地点
 の地点 の地点から170度14分29秒、13.61mの地点
 の地点 の地点から86度33分37秒、5.60mの地点
 の地点 の地点から352度53分40秒、1.09mの地点
 の地点 の地点から76度09分36秒、8.78mの地点
 の地点 の地点から75度30分57秒、6.36mの地点
 の地点 の地点から350度59分24秒、1.52mの地点
 の地点 の地点から260度59分39秒、2.60mの地点
 の地点 の地点から350度59分34秒、48.88mの地点
 の地点 の地点から80度59分39秒、2.60mの地点
 の地点 の地点から350度59分21秒、2.19mの地点
 の地点 の地点から80度58分15秒、0.40mの地点
 の地点 の地点から350度58分21秒、2.60mの地点
 の地点 の地点から80度59分30秒、46.86mの地点
 の地点 の地点から170度59分39秒、2.60mの地点
 ②の地点 の地点から80度59分41秒、2.00mの地点

(3) 埋立面積

1,506m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福岡県宗像市神湊487番56, 487番2, 487番29, 487番27, 487番38及び487番31の
 地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地
 点と の地点を結んだ直線により囲まれた区域

の地点 福岡県宗像市神湊字勝島の国土地理院勝島三等三角点（北緯33度51分34
 秒17、東経130度28分26秒30）から132度09分37秒、1,325.645mの地点

の地点 の地点から248度17分22秒、58.76mの地点
 の地点 の地点から302度40分33秒、29.95mの地点
 の地点 の地点から240度03分01秒、14.26mの地点
 の地点 の地点から167度44分25秒、80.37mの地点
 の地点 の地点から138度20分28秒、3.40mの地点
 の地点 の地点から86度33分58秒、5.98mの地点
 の地点 の地点から86度33分37秒、5.60mの地点
 の地点 の地点から352度53分40秒、1.09mの地点
 の地点 の地点から76度09分36秒、8.78mの地点
 の地点 の地点から75度30分57秒、6.36mの地点
 の地点 の地点から80度58分40秒、60.00mの地点

(3) 面積

6,895m²

4 埋立地の用途

用途	面積
漁港施設用地	1,506m ²

5 出願年月日

平成21年12月28日

福岡県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区
 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧
 に供する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	一般 国道	442号	前	三潁郡大木町大字横溝 1330番1先から 同郡同町大字横溝1332番 2先まで	25.2 ～ 25.2	249.0
			後	同上	25.2 ～ 123.4	249.0

福岡県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年1月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡線 東環状	糟屋郡粕屋町大字戸原173番3先から 同郡同町大字戸原150番10先まで

公 告

公告

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成22年1月12日から平成22年2月12日

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://pref.fukuoka.lg.jp>）に掲げるほか、福岡県商工部中小企業経営金融課に備え置きます。

人事委員会

福岡県人事委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第1項の規定に基づき、福岡県人事委員会は、平成22年1月8日、同委員会委員常盤洋一を同委員会委員長として選挙した。

平成22年1月22日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

福岡県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第3項の規定に基づき、平成22年1月8日、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員として福岡県人事委員会委員簗田孝行を指定した。

平成22年1月22日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋一

公安委員会

福岡県公安委員会告示第14号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成22年1月22日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 雑踏警備業務 1 級

実施日	実施時間	実施場所
平成22年5月13日(木)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成22年5月14日(金)		

(2) 雑踏警備業務 2 級

実施日	実施時間	実施場所
平成22年5月11日(火)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成22年5月12日(水)		

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務 1 級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2 級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

ア 雑踏警備業務 1 級

平成22年4月20日(火)から同年4月23日(金)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

イ 雑踏警備業務 2 級

平成22年4月16日(金)から同年4月21日(水)までの午前9時00分から午後

5時00分までの間

上記受付期間中、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）

第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
- (エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
- (エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（

1級検定受検資格認定書）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(4) 検定手数料

- ア 雑踏警備業務1級 13,000円
- イ 雑踏警備業務2級 13,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は

生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。